

うるま市告示第112号

うるま市自治公民館整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年6月1日

うるま市長 中村 正人

うるま市自治公民館整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域住民の交流の場や災害時の避難所等に利用する自治公民館（以下「公民館」という。）の整備を目的とするうるま市自治公民館整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象事業)

第2条 この告示により補助の対象となる事業は、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第85号。以下「民生安定事業要綱」という。）の交付内定を受けた事業（以下「民生安定事業」という。）又は防衛施設周辺整備統合事業費補助金交付要綱（平成19年防衛省訓令第118号。以下「統合事業要綱」という。）の交付内定を受けた事業（以下「統合事業」という。）であって、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和49年政令第228号）第12条に定められた民生安定施設のうち、一般住民の集会の用に供するための施設として、公民館を整備する事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する自治会とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に定める地縁による団体の認可を受けた自治会
- (2) 自主防災組織の結成や災害時に公民館を地域住民の避難所として活用する意思のある自治会

(補助対象経費及び補助金の額の算定)

第4条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額の算定については、別表第1のとおりとする。

(交付申請)

第5条 この告示により補助金の交付を受けようとする者は、自治公民館整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に、別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合において、その申請内容を審査のうえ適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定を行うものとし、決定の内容及び必要な条件を記載した自治公民館整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた後、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)に要する経費の配分、補助事業の内容その他補助事業の計画を変更する場合(民生安定事業要綱第6条又は統合事業要綱第8条に定めのある軽微な変更を除く。)又は補助事業の計画を中止する場合は、自治公民館整備事業計画変更・中止申請書(様式第3号)により変更又は中止の申請を行い、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、自治公民館整備事業計画変更・中止承認通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定通知を受けた日から30日以内にこれをしなければならない。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、うるま市契約規則(平成19年うるま市規則第9号)の規定に準じて、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約に準じた契約によることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を

求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業に着手したときは、自治公民館整備事業着手報告書(様式第5号)により、着手した日から7日以内に、市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、事業の着手後毎会計年度12月末日時点の補助事業の進捗状況について、自治公民館整備事業状況報告書(様式第6号)により、翌月10日までに市長に報告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には当該報告書の提出は要しない。

(1) 着手後3か月以内に補助事業が完了する場合

(2) 補助事業に着手した会計年度において、着手日が12月1日以降の場合

3 前2項の規定にかかわらず、市長は必要に応じて補助事業の進捗について適宜報告を求めることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の実績について、当該事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は当該事業が完了した日が属する年度の2月末日(当該日が、うるま市の休日を定める条例(平成17年うるま市条例第2号)第1条第1項及び第2項で定める市の休日の場合、次の開庁日)のいずれか早い日までに、自治公民館整備事業実績報告書(様式第7号)に、別表第3に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(是正措置)

第12条 市長は、前条の報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しない若しくはこの告示の規定に反すると認めるときは、当該補助事業者に対し是正の措置を命じなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、第11条の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、自治公民館整備事業補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に対し速やかに通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は前条の規定による補助金額の確定を行った後、補助事業者から自治公民館整備事業補助金交付請求書(様式第9号)を受理したときは、補助金の交付を行うものとする。

- 2 市長は、補助事業者より自治公民館整備事業補助金概算払請求書(様式第10号)により補助金の概算請求がある場合は、概算払いの必要があると認めるときは、補助金交付決定金額の範囲内において概算払いを行うものとする。

(財産の管理等)

第15条 補助事業者は、規則第18条各号に規定する財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 市長は、取得財産等が、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則第9条に規定する期間(第16条において「耐用年数」という。)を経過した場合は、規則第18条に規定する市長の承認をするものとする。
- 3 市長は、規則第18条に規定する市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 第7条の市長の承認を得ないで整備事業の内容を変更、又は整備事業を中止したとき。
 - (4) 規則第18条に規定する市長の承認を得ないで、取得財産等を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。
 - (5) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (6) 前各号のほか、この告示に違反するとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、自治公民館整備事業補助金返還命令書(様式第11号)により補助事業者に対し既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保管等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出について帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該財産の財産処分が完了する日又は耐用年数を経過する日のいずれか遅い日（第7条の規定による整備事業の中止の承認を受けた場合は、その承認の日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事業名	補助対象経費	補助金の額
民生安定事業	民生安定事業要綱第3条に定めのある経費。ただし、民生安定事業要綱第3条第5号に規定する地方事務費の額は、同条第2号に規定する工事費の5パーセントを超えない額とする。	民生安定事業要綱第3条に規定する経費に3分の2を乗じて得た額又は工事が行われる床面積に1㎡あたり953千円及び3分の2を乗じて得た額のいずれか低い金額
統合事業	統合事業要綱第4条に定めのある経費。ただし、統合事業要綱第4条第5号に規定する地方事務費の額は、同条第2号に規定する工事費に100分の5を乗じて得た額を超えてはならない。	統合事業要綱第4条に規定する経費に3分の2を乗じて得た額又は工事が行われる床面積に1㎡あたり953千円及び3分の2を乗じて得た額のいずれか低い金額

別表第2（第5条関係）

	書類名	備考
1	自治会の規約及び役員名簿の写し	
2	事業計画書	
3	施設の利用計画	
4	土地図面（公図）	
5	土地の登記事項証明書の写し	施設の敷地が借地の場合は、借地の契約書又は土地使用承諾書の写し
6	工事現場の位置図	
7	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定する確認済証の写し	同法同条に規定する建築確認が必要な場合のみ

別表第3（第10条関係）

	書類名	備考
1	事業費の収支決算書	
2	支払関係書類	領収書等
3	公民館の管理運営規程	
4	建物の登記事項証明書の写し	実績報告日3か月以内に発行したもの
5	建物の写真	カラー写真

うるま市長 様

申請者 住 所
団体名
代表者

㊟

自治公民館整備事業補助金交付申請書

うるま市自治公民館整備事業補助金の交付を受けたいので、うるま市自治公民館整備事業補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の名称 _____
(防衛施設周辺民生安定施設整備事業・防衛施設周辺整備統合事業)
- 2 事業に要する経費 円
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 事業予定地 うるま市
- 5 事業の着手及び完成予定日
着手予定日 年 月 日
完了予定日 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 自治会の規約及び役員名簿の写し
 - (2) 事業計画書
 - (3) 施設の利用計画
 - (4) 土地図面（公図）
 - (5) 土地の登記事項証明書の写し
 - (6) 工事現場の位置図
 - (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定する建築確認が必要な場合は確認済証の写し

様

うるま市長

自治公民館整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありましたうるま市自治公民館整備事業補助金交付申請について、下記のとおり交付決定いたします。

記

- 1 事業の名称 _____
(防衛施設周辺民生安定施設整備事業・防衛施設周辺整備統合事業)
- 2 団体の名称
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 補助金交付決定額 円

うるま市長 様

申請者 住 所

団体名

代表者

⑩

自治公民館整備事業計画変更・中止申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた事業について、うるま市自治公民館整備事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 〔 計画変更 中止 〕の理由

2 計画変更の内容

第 号
年 月 日

様

うるま市長

自治公民館整備事業計画（変更・中止）（承認・不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった、事業計画（変更・中止）申請について、うるま市自治公民館整備事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 承認・不承認の内容

_____事業について、計画の（変更・中止）を（承認・不承認）します。

2 理由

うるま市長 様

申請者 住 所
団体名
代表者

㊞

自治公民館整備事業着手報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があったうるま市自治公民館整備事業について、事業に着手しましたので、うるま市自治公民館整備事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 施設の名称

2 着手年月日 年 月 日

うるま市長 様

申請者 住 所
団体名
代表者

㊟

自治公民館整備事業状況報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあったうるま市自治公民館整備事業について、うるま市自治公民館整備事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により報告いたします。

記

1 施設の名称

2 事業の状況

添付書類

- ・ 出来高工程表
- ・ その他参考となる資料

年 月 日

うるま市長 様

申請者 住 所
団体名
代表者

印

自治公民館整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業について、事業が完了しましたので、うるま市自治公民館整備補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 事業に要した経費

事業費総額	団体支出額	補助申請額		
円	円			0 0 0円

2 事業実施期間

着手 年 月 日
完成 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業費の収支計算書
- (2) 支払関係資料
- (3) 自治公民館の管理運営規程
- (4) 建物の登記事項証明書の写し
- (5) 建物の写真

様

うるま市長

自治公民館整備事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した事業について、うるま市自治公民館整備事業補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 補助金申請額 円
- 3 補助金交付決定額 円
- 4 補助金確定額 円

うるま市長 様

申請者 住 所
団体名
代表者

印

自治公民館整備事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった、うるま市自治公民館整備事業補助金について、うるま市自治公民館整備事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 交付確定額 _____円
- 2 既受領額 _____円
- 3 請求額 _____円

4 振込先

口座情報	金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店
	預金種別	普通	()
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

うるま市長 様

申請者 住 所
団体名
代表者

印

自治公民館整備事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業について、うるま市自治公民館整備事業の実施にあたり、うるま市自治公民館整備事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により下記のとおり概算請求します。

記

- 1 交付決定額 _____円
- 2 既に交付された額 _____円
- 3 概算請求額 _____円
- 4 残額 _____円

5 振込先

口座情報	金融機関名	銀 行 信用金庫 農業協同組合	支店
	預金種別	普通 ・ ()	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

様

うるま市長

自治公民館整備事業補助金返還命令書

年 月 日付けで申請のあったうるま市自治公民館整備事業補助金について、
下記のとおり補助金返還を決定したので、うるま市自治公民館整備事業補助金交付要綱第16
条第2項の規定により、下記のとおり命令する。

記

- 1 返還すべき額 _____ 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法